

公益社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センター役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センター（以下「センター」という。）定款第14条及び29条の規定に基づき、役員の報酬等の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(報酬)

第2条 常勤役員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定により宮崎県から派遣された常勤役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。以下同じ。）にあっては報酬を支給する。

2 常勤役員には、通勤手当を支給する。

(報酬額の決定)

第3条 役員の報酬の額は、別表に掲げる額とする。

(県派遣役員)

第4条 県派遣役員の報酬等については、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）を適用する。

(支給)

第5条 この規程に定めるもののほか、常勤役員の報酬の支給についてはセンター給与規程の適用を受ける職員の例による。

(退職手当)

第6条 役員の退職手当については、役員退任給付引当金規程による。

(公表)

第7条 この規程を持って、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この規程は、公益社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センターの設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。
- この規程は、平成28年5月26日から改正施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

別 表（第3条関係）

1. 常勤役員の報酬額

職名	年間報酬額	通勤手当額
常務理事	4,062千円	給与規程の適用を受ける職員の例による。